

令和2年度京都府看護師等確保対策推進協議会 協議概要

- 1 開催日時 令和3年3月23日(火) 16時～17時30分
2 開催場所 WEB開催
3 出席委員 12名

神田委員、吉田委員、石丸委員、中島委員、林委員、
上野委員(代理)、中田委員、武田委員、團野委員(代理)、
吉田委員、木下委員(代理)、渡邊委員(座長)

欠席：三木委員

4 協議概要

●…委員からの意見 ⇒…事務局の回答

○報告事項

- (1) 京都府保健医療計画の中間見直しについて
(2) 令和2年度看護師等確保対策について
 新型コロナウイルス感染症に係る看護師等確保対策について
(3) 令和3年度看護師等確保対策について
(4) その他

<報告事項についての主な意見>

●清掃業務支援(資料3-5)について研修を受講している清掃業者はどの程度網羅されているのか。この事業の効果はどうか。

⇒清掃関係団体からの参加者を中心に、多くの業者に参加いただいているところ。効果については現在調査中であるが、現時点で清掃希望施設20施設に対し8施設で清掃業務委託につながったと伺っている。

●潜在保健師等人材バンク(資料3-7)については令和3年度も同じ体制で続くのか。

⇒今後の体制については国からの通知も踏まえ検討していく。

●コロナ関係業務従事のために集まる潜在看護師等の中で、ナースセンターに登録していない方々の再就業を促進するためにも、各人材バンクとナースセンターとの連携を考えていく必要がある。

○意見交換

- (1) 京都府内看護師等学校養成所卒業生の府内就業の促進について
(2) 新人看護職員への教育について

<意見交換についての主な意見>

●令和2年度の卒業生において、実際の患者の傍で実習ができていない新人看護師がいるのか。令和3年度以降も実習ができない等の見通しがあるか。

●看護学生に限らず医療職種の実習についてコロナの影響により受け入れできない時期や受け入れが半減した時期はあった。特に看護実習は患者の部屋に入り1対1でコミュニケーションをとることが重要であるがコロナにより難しい現状があった。4月から入職する臨地実習経験の少ない新人職員へは、管理職が中心となり徹底して指導することで対応しようという声があがっている。

●実習に行けない時期があったがそれ以外の時期は実習期間を短縮するなどしながらも、患者に接する機会の確保に努めてきた。今年度卒業する4年生は在宅分野の実習時間が少ないため、新たな機材を導入するなど学内演習を工夫することで補った。また、臨床現場の指導者と大学教員がコロナ禍で卒業する新人看護師の育成について意見交換を行うなどして病院側の状況について情報収集している。令和3年度の学内演習や臨床研修については現在検討しているところ。

●実習経験に個人差が大きいことが問題である。新人看護師の受入施設は個人に応じたOJT研修等の必要がある。自分から発信できない新人看護師もいるため現場で御理解いただき御指導いただければと思う。

●4月入職の新人看護師については卒業した学校によっても臨地実習経験に差がある。学内演習については京都府からのシミュレーター貸出(資料3-2)等を活用しながら工夫した。学生は患者との信頼関係を築けるかどうか不安を感じているようだが、学内の授業が多かったことから思考能力は身につけているように思う。実践の場でどのように活かせるか分からないが、先輩看護師の皆様には長い目で支援いただきたい。

●学校の募集停止状況(資料5-1)について、200名の定員がなくなり109名の府内就業が減少するという事に愕然としている。京都府から学校への支援をしていただきたい。コロナの影響によりモチベーションの高い看護師が増えることが予測され大学進学者も増加することが見込まれる。大学生の府内定着が必要である。府外養成所から府内へ流入する看護師についてのデータがあれば教えてほしい。流入の変化もみながら検討する必要があるのではないかな。

⇒養成所閉校については各校と協議をした結果このような形となった。流入についてはナースセンターのデータから推測すると約300人が他府県養成所から新人看護師として就業している。また、大学生については専門学校に比べ他府県からの進学者が多く、実習施設も他府県での実習が多い。

●大学への進学が進んでいることが専門学校の募集停止に結びついていると考えられる。

大学の学科新設等の動きはあるか。また、新設に向けての京都府からの支援はあるか。

⇒現時点で大学の学科新設等は聞いていない。大学への支援については所管が他課になることから当課の関わりが薄い現状がある。

●看護師確保のため大学を管轄する部署への働きかけ等連携を進めてほしい。

●自施設に感染管理認定看護師がいても、コロナ感染症のクラスター発生施設へ派遣される。現場の看護師について認定看護師に準じるものはないか。

⇒認定看護師とは別に感染制御実践看護師というものがある。令和3年度の受講補助事業

はどちらの研修についても補助対象となっている。

- 養成所の課程廃止については、定員割れするなど学校運営が厳しい。少子高学歴化し、大学への進学も増えているなか、廃止はやむを得ない現状がある。京都府からの補助金等の支援がないと難しい。ICT を活用し学校間で共通の授業を行えばコストも抑えられる。福島県ではそのようなことが進んでいると聞いている。養成所は定員のしほりも厳しいが ICT を活用すれば 80 人でも受講が可能となる。もう少し柔軟性をもった養成所への方針が必要ではないかと考える。
- 特定行為研修については、厚生労働省が 2025 年までに 10 万人の育成を目標としているが進んでいない。元々在宅医療を支えることを趣旨とした研修であるが、実際に行われている研修の多くが在宅医療を念頭に置いたものではない。在宅医療に特化した研修に補助金を打つなどの対策が必要なのではないか。また、受講料が高額であることから、認定看護師資格取得者は特定行為研修への単位互換が積極的に行えるような仕組みと互換制度のさらなる周知が必要である。

<今後の予定>

会議内容及び委員様からの御意見を整理・検討し 2025 年に向けた看護師等の確保のため施策を展開・実施していく。